

水道料金等見直しの検討について

水道料金の値上げが必要な理由について

独立採算の原則

上下水道事業は、使用する方からの収入で費用をまかない運営することが本来とされていますが、現実には事業に必要な資金を借り入れたり、不足分を税金で補てんすることによって運営してきました。

しかし近年は施設の老朽化が進むなど、安心安全な上下水道をご利用いただくには、適切な維持管理と共に更新することが必要で、今後とも費用が負担となります。

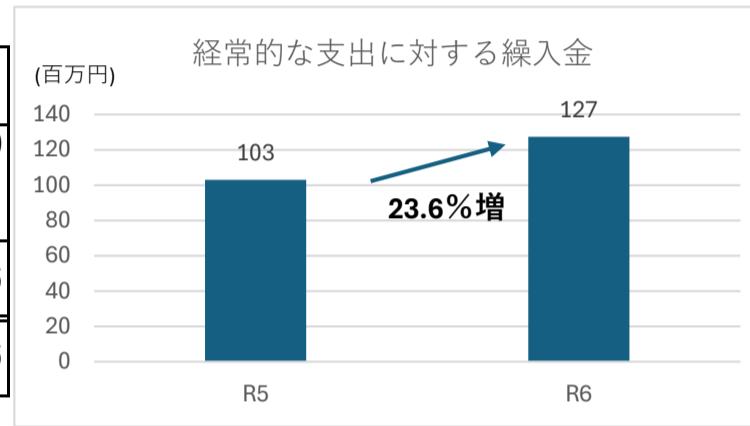
上下水道事業を取り巻く環境は厳しいものになっており、次の世代へ事業を引き継いでいくためには、財政状況を改善する水道料金の値上げが必要となっています。

水道事業の収支

各年度の繰入金額は、工事等の事業量の大小によっても異なりますが、維持管理費や償還元利金などの経常的な支出に対しても充てられています。

	R2	R3	R4	R5	R6
歳入 (内、繰入金)	186 (98)	181 (68)	216 (142)	423 (228)	360 (142)
歳出	158	192	179	471	396
収支	29	▲ 11	37	▲ 48	▲ 36

※令和5年度より公営企業会計を適用し、会計方式が変わりました。



費用の負担

物価や人件費などの高騰を受け費用は増加傾向にありますが、料金回収率は約34.79%と低い状態です。

給水原価を押し上げる要因は、他に漏水が挙げられます。漏水で水が失われてしまうと、その分の経費は回収できないため、経費を押し上げることになります。

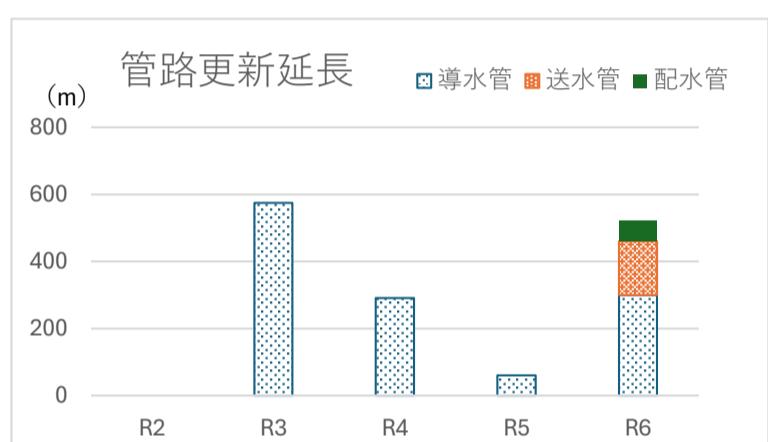
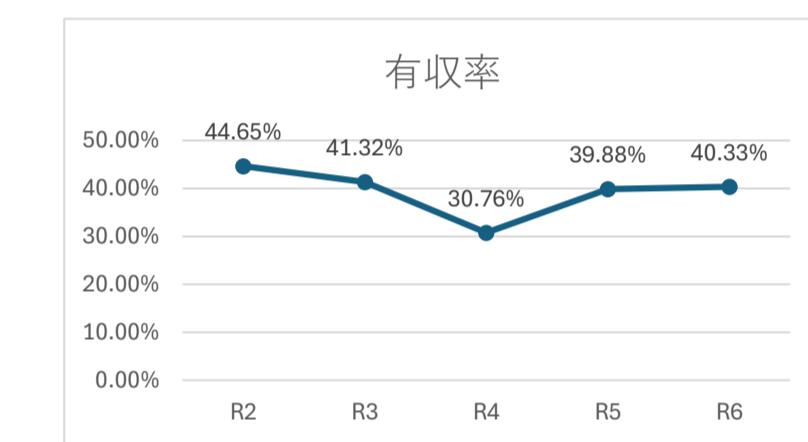
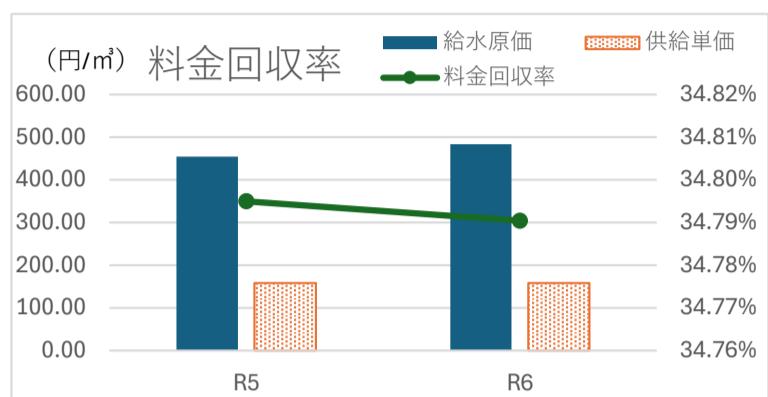
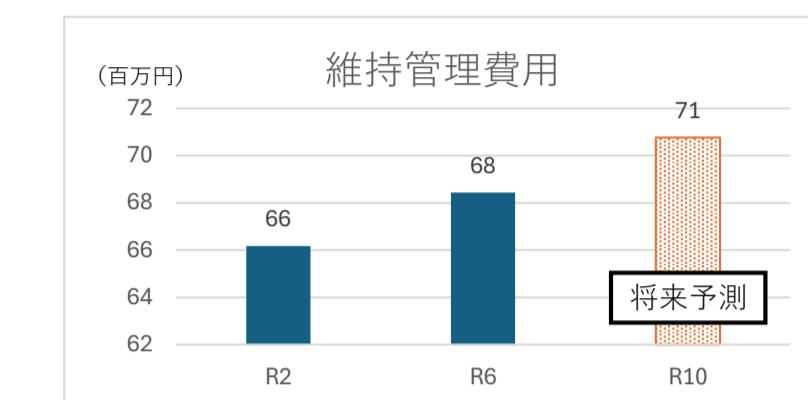
有収率の低下傾向に対して漏水調査を実施して修繕を進めた結果、近年は改善も見られましたが、水道管の老朽化が進んでいるため抜本的な対策には管路の更新が必要です。

※料金回収率：給水原価を料金収入でまかなうことができた割合。令和5年度（公営企業会計適用）前後で算定対象項目が異なるため、令和5~6年度の間で比較。

※給水原価：水道水を供給するためにかかったm³あたりの費用。

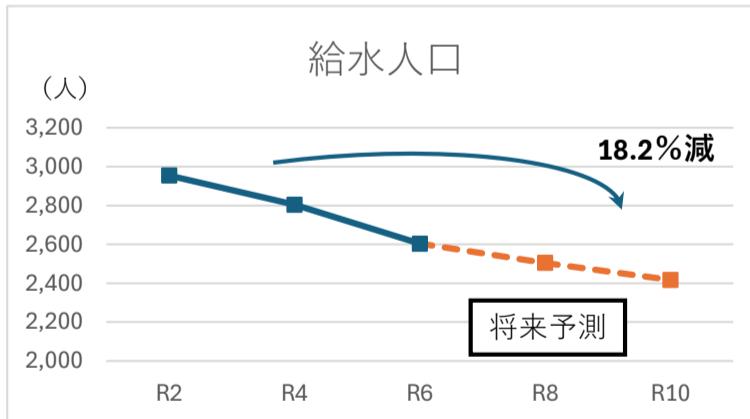
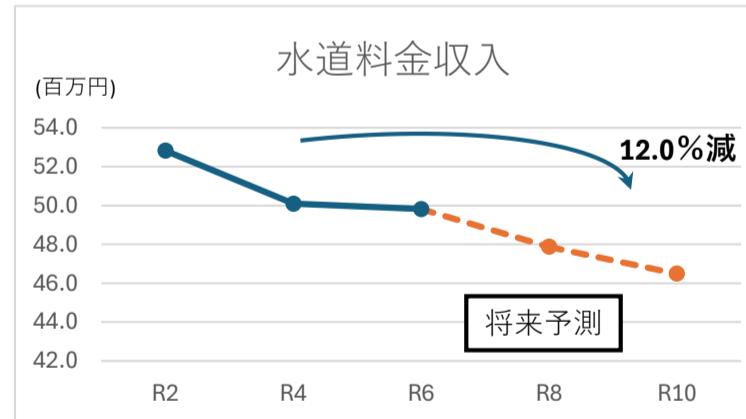
※供給単価：水道水を供給して得たm³あたりの水道料金収入。

※有収率：供給した水道水量のうち、料金収入を得ることができた水量の割合。



料金収入の減少

水道料金収入は年々減少しています。一般家庭など主な利用先である口径13mmの水道メーター（約91.6%を占めます）の水量は、令和2年度と令和6年度の比較で11.51%減、他の口径メーターの2.73%減と比べて減少傾向です。1か月の使用水量別件数では、21m³以上の使用水量の多かった件数に減少傾向があり、人口の減少や大口利用の減少が影響を与えていると思われます。一方で1~10m³の使用水量別件数は2.81%減ではあるものの全体の33.68%を占めています。



施設の老朽化

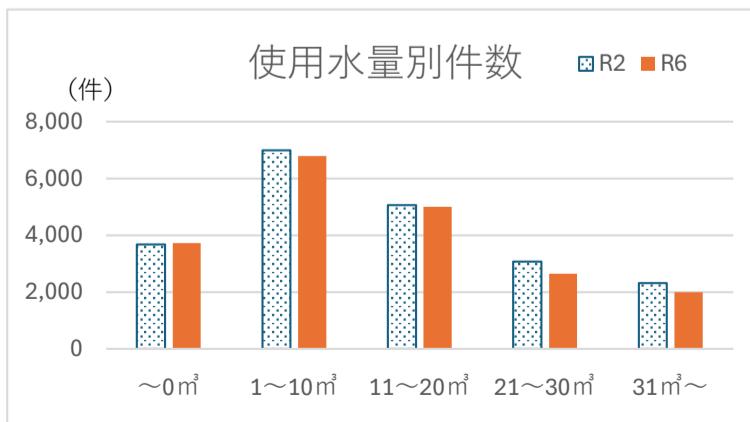
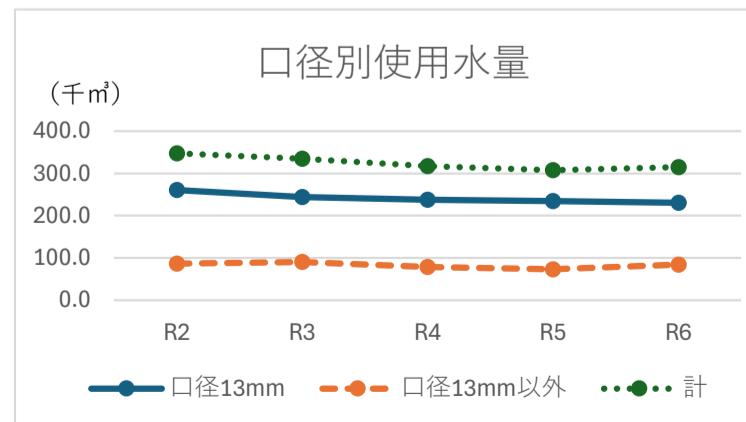
管路を経年年数別にみると、今後10年間のうちに法定耐用年数を超えることになる布設後30年以上経過している管路（年数不明含む）が、全体の1/4近くを占めます。その後も時間経過とともに耐用年数を迎える古い水道管は増えていくことになります。

水道管以外にも古くなった施設の設備を含めて更新を進めていくことが必要で、そのための費用は今後増加していく見込です。

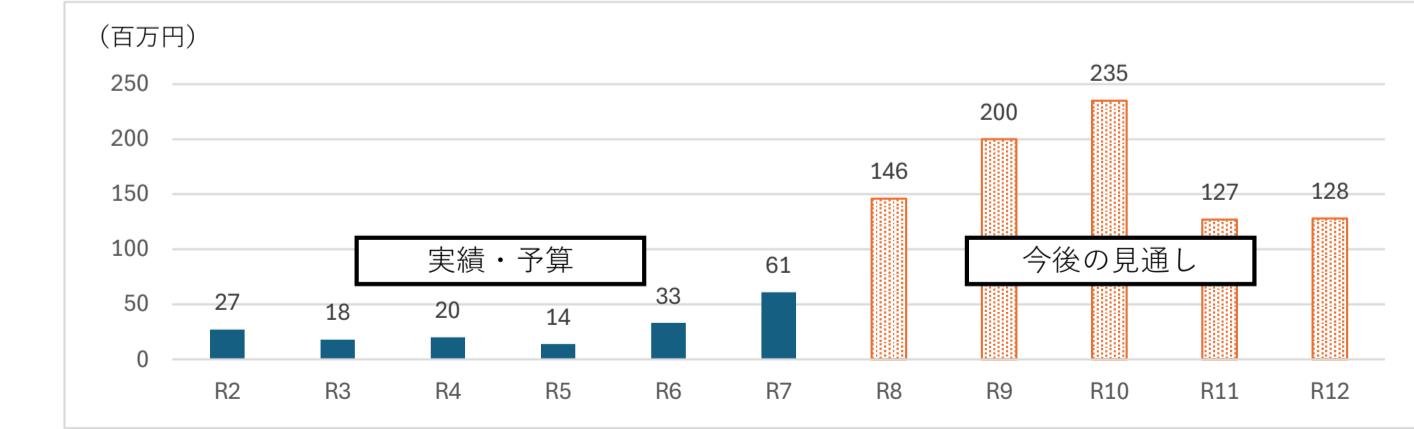
管路経年別延長

	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	不明	計
導水管	8.49	0.51	0.82	1.92	2.17	0.35	14.26
送水管	1.05	2.15	10.54	4.08	0.53	0.54	18.90
配水管	38.40	27.06	19.19	13.20	5.21	3.85	106.91
計	47.94	29.73	30.55	19.20	7.91	4.74	140.06
割合	34.2%	21.2%	21.8%	13.7%	5.6%	3.4%	100.0%

※端数処理のため合計が100%になりません。



※口径13mm以外：20mm・25mm・30mm・50mm・75mmの口径があります



料金の見直しについて

見直し案の検討について

事業の運営に必要な経費は、それぞれ対象とする人口や区域、水源の水質や距離、施設の状況など様々な要因によって異なります。一般に人口密度が低いほど事業効率は悪くなりますが、本来は料金収入で運営すべき事業を税金での補てんに依存する状況は、将来世代に大きな負担を残す可能性があります。

東栄町の簡易水道事業は、町内の各地区に分かれていた事業を統合して成立しました。その過程でこそ料金改定もありましたが、統合後は平成24年4月1日の料金改定で水道メーター使用料の無料化（月額70円引き下げ）が行われて以来、料金改定は行われていません。（消費税率変更に対応するものは除く。）

東栄町の簡易水道事業の料金回収率は34.79%となりますが、全国平均では53.0%、法適用企業57.7%、法非適用企業49.4%となっています。これを踏まえて、まず今回の改定においては料金回収率50%を目標としたいと考え、令和8年4月1日からの適用に向けて次のように見直し案を検討します。

※法適用企業・法非適用企業：地方公営企業法を全部または一部適用し、公営企業会計を会計方式とする公営企業と適用していない企業。
(東栄町の簡易水道事業は法適用企業)です。

他自治体との比較

	基本料金	使用水量別料金			
		基本水量	0~10m ³	11~20m ³	21~30m ³
東栄町	1,190 ~10			140	
設楽町	1,500 ~8	200 9~10		200	
豊根村	1,000 0	50	100	150	
新城市	1,340 0	75	120	170	210
豊川市	600 0	45	95	140	170
豊橋市	530 0	28	56	92	
蒲郡市	610 0	61	126	156	176
田原市	1,078 0	79.2	92.4	145.2	171.6

＜前回料金改定時期＞

東栄町 H24.4.1
設楽町 H26.4.1
豊根村 H26.4.1
新城市 R6.8.1 (R5.8.1と2段階)

＜今後の改定予定＞

R8.4.1
未定
未定
R8予定

＜前回料金改定時期＞

豊川市 R1.10.1
豊橋市 R1.10.1
蒲郡市 R7.4.1
田原市 R6.4.1

＜今後の改定予定＞

検討中
R8予定
未定
未定

例1 (水道メーター口径13mm使用水量5m³の水道料金等の場合 ※税抜)

【現行】 (基本料金) + (使用水量別料金)
・水道料金 1,190円 + 5m³ × 0円 = 1,190円

【見直し後】 (基本料金) + (使用水量別料金)
・水道料金 1,320円 + 5m³ × 100円 = 1,820円

例2 (水道メーター口径13mm使用水量15m³の水道料金の場合 ※税抜)

【現行】 (基本料金) + (使用水量別料金)
・水道料金 1,190円 + 10m³ × 0円 + 5m³ × 140円 = 1,890円

【見直し後】 (基本料金) + (使用水量別料金)
・水道料金 1,320円 + 10m³ × 100円 + 5m³ × 140円 = 2,030円

例3 (水道メーター口径20mm使用水量25m³の水道料金の場合 ※税抜)

【現行】 (基本料金) + (使用水量別料金)
・水道料金 1,230円 + 10m³ × 0円 + 15m³ × 140円 = 3,330円

【見直し後】 (基本料金) + (使用水量別料金)
・水道料金 1,370円 + 10m³ × 100円 + 10m³ × 140円 + 5m³ × 180円 = 4,670円

料金改定案

料金の改定案として、基本料金の値上げとともに、これまで基本料金の中に10m³までの使用水量別料金を含めていた定額従量制を1m³から算定する従量制に改め、水量応じて段階を設けることを検討しています。この基本料金の値上げ分にはメーター使用料70円を含まれ、定期的に行う水道メーターの交換基金として積み立てます。

この料金改定を行った場合、平均約41%の値上げとなって年額で約2,030万円の増収が見込まれることで、料金回収率は50.5%となります。

※水道メーターは計量法により、定期的に交換することが定められています。

改定案	基本料金 基本水量	使用水量別料金		
		1~10m ³	11~20m ³	21m ³ ~
東栄町 口径13mm	1,320 0	100	140	180
東栄町 口径20mm	1,370 0	100	140	180
東栄町 口径25mm	1,400 0	100	140	180
東栄町 口径30mm	1,560 0	100	140	180
東栄町 口径40mm	1,870 0	100	140	180
東栄町 口径50mm	2,260 0	100	140	180
東栄町 口径75mm	2,260 0	100	140	180

使用水量ごとの料金計算例				
0m ³	5m ³	10m ³	25m ³	35m ³
1,320 (1,190)	1,820 (1,190)	2,320 (1,190)	4,620 (3,290)	6,420 (4,690)
1,370 (1,230)	1,870 (1,230)	2,370 (1,230)	4,670 (3,330)	6,470 (4,730)
1,400 (1,260)	1,900 (1,260)	2,400 (1,260)	4,700 (3,360)	6,500 (4,760)
1,560 (1,400)	2,060 (1,400)	2,560 (1,400)	4,860 (3,500)	6,660 (4,900)
1,870 (1,680)	2,870 (1,680)	3,260 (1,680)	5,170 (3,780)	6,970 (5,180)
2,260 (2,030)	2,760 (2,030)	3,260 (2,030)	5,560 (4,130)	7,360 (5,530)
2,260 (2,030)	2,760 (2,030)	3,260 (2,030)	5,560 (4,130)	7,360 (5,530)

※ () 内は現行料金で計算した金額です。